

当財団三事業 募集要領一覧

2018年7月20日更新

	1. 『海事交通研究』(年報) への掲載論文募集	2. 「山縣勝見賞」の募集	3. 補助金助成申請の募集
募集対象分野	海運、物流、港湾、造船、海上保険及びその周辺分野		
募集期間	毎年1月初旬～2月末日	毎年1月初旬～3月末日	毎年1月初旬～2月末日
募集対象内容・条件	<p>上記分野をテーマとする論文等</p> <p>テーマは、 (1)執筆者の希望する「自由テーマ」或いは、 (2)「指定テーマ」(年度毎に当財団が別途指定する)</p> <p>(1)A4版縦置き横書き(40字×40行)で12枚を限度とする。(目次・図表・注等を含む。なお、注の部分は、1行当たり最大51字で行間は本文より少し狭くて可)</p> <p>(2)原則日本語とするが、相談に応じる。共著も可。</p> <p>(3)原稿は、メールに添付して送るか、CD等記録媒体で送る。</p> <p>(4)投稿に当たっての注意事項は以下の通り。 ①二重投稿並びに既発表論文、又はそれに類似した論文の投稿は不可。 ②著書や新聞等の文献から引用した場合及び発想を転用した場合は、出典(著者名・タイトル・発行所名・発行年月等)を明記する。ただし、ホームページ上の資料を利用した場合は、URLとアクセスした日付を明記する。</p>	<p>上記分野をテーマとする著作、論文並びに業績</p> <p>① 著作賞： 海事関係の単著又は共著で、募集開始の前年末から遡ること3年間の間に発表されたものを対象とする。</p> <p>② 論文賞： 海事関係論文で、上記と同期間に発表されたもの。</p> <p>③ 功労賞： 海事交通文化の発展に顕著な業績のあった個人。特にその業績の対象期間は問わない。</p> <p>④ 特別賞： 上記三賞に匹敵する功績が認められる個人又は法人並びにその事業</p> <p>※既に他の学会又は団体などから受賞している場合でも受賞の資格を有するものとする。</p>	<p>上記分野の調査研究、その他海事の発展に貢献し、または貢献しようとする事業への補助金助成</p> <p>(1) 応募年の4月から翌年3月までに実施する事業であること (2) 収益を目的とする事業は対象とせず、海事交通文化の振興又は調査研究に関連する事業であること (3) 既に実施している事業で、その実績が一定の評価を得ているもの、又はこれから実施しようとする事業の場合は、当該事業を実施するための実態的な人材・知見が整い、事業目的が明確に示されていること (4) 本補助金を利用して活動した後の事後報告を当財団に速やかに行うこと</p>
報酬/賞金/助成額	年報に掲載された論文については当財団所定の原稿料を支払う。	賞金： 著作賞 30万円 論文賞 20万円 功労賞 20万円 特別賞 20万円	申請金額の上下限はない。当財団の助成審査委員会及び理事会の審議を経て、補助金額を決定する。
応募方法	当財団所定の「年報掲載論文執筆申請書」を提出。 (※申請書のWordフォームがお入用の方はご連絡下さい。)	応募は、個人・団体の推薦又は自薦による。当財団所定の「山縣勝見賞推薦/申請書」に推薦/申請理由書と当該著書/論文コピー・資料等を1部添付の上提出。 (※申請書のExcelフォームがお入用の方はご連絡下さい。) (※著書は後日、推薦/申請者宛返却する。)	当財団所定の「補助金助成申請書」を提出。又はこれに代え、募金趣意書などを提出。 (※申請書のWordフォームがお入用の方はご連絡下さい。)

当財団三事業 募集要領一覧

2018年7月20日更新

	1. 『海事交通研究』(年報) への掲載論文募集	2. 「山縣勝見賞」の募集	3. 補助金助成申請の募集
以後の日程・手順	毎年3月：年報掲載作品編集委員会にて審議の上、3月末までに、年報掲載論文の執筆をお願いするかどうかを決定し、申請者に連絡する。	毎年4～5月：山縣勝見賞選考委員会にて受賞著作/論文等/受賞者を選考し、理事会に答申し、決定	毎年3月：助成審査委員会にて、助成案件・金額を内定し、理事会に答申し、決定
	論文提出期限は毎年7月20日(曜日によって前後することがある)	毎年6月上旬：推薦/申請者宛結果連絡・当財団のホームページ、その他海事関連のメディアを通じて受賞者発表	毎年4月上旬：申請者宛連絡
	査読及び年報掲載作品編集委員会の審議を経て、毎年9月末までに掲載論文を決定。	毎年7月の「海の日」の前後：贈呈式 当財団のホームページ、その他海事関連のメディアを通じて報道。	申請者の請求書に基づき、希望月に補助金を申請者口座宛振込む。
	毎年11月下旬～12月中旬：『海事交通研究』(年報)を発行し、海事研究者、海事企業/団体、図書館など約400件に配本、当財団のホームページ、その他海事関連のメディアを通じて概要を報道。		申請者は、本補助金による活動報告及び収支報告を翌年4月末までに当財団宛行う。